

生活援助訪問型サービスのご案内

生活援助訪問型サービスとは？

掃除・洗濯・調理・買い物等を自力で行うことが難しい方が自立した生活を送れるよう、一定の研修を受けた高齢者等が、これらの生活援助を提供するサービスです。これまでのホームヘルプサービス（予防専門訪問型サービス）と比べて低額でサービスを受けることができます。

なお、サービスについては、明石市の指定を受けた事業所が実施するものと、明石市シルバー人材センターが実施するものの2種類があります。

※ サービス利用者以外の家族のためのサービス提供はできません。また、日常生活の範囲を超える援助（模様替え、草むしり、大掃除など）は対象となりません。



サービスを使える人は？

要支援1・2もしくは基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人（事業対象者）のうち、次の両方に該当する方が対象となります。

- ・ 入浴介助や見守りの支援などの身体介護までは必要ない
- ・ 掃除・洗濯・調理・買い物等に支援が必要

利用料の目安は？

指定事業所が実施する場合（1回あたり）

内 容	利用料(1割)	利用料(2割)	利用料(3割)
週1回程度の利用	223円	446円	669円
週2回程度の利用	227円	453円	679円
週2回を超える程度の利用	239円	478円	716円

シルバー人材センターが実施する場合（1回あたり）

内 容	利用料 (R6.4~)
週2回まで	180円

※シルバー人材センター独自のサービスと組み合わせて利用することもできます。

利用者の声

週1回だけでも自分ではしにくいところを手伝ってもらえるので、助かります。



お問い合わせ 明石市役所 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

指定事業所のサービスに関すること

介護保険担当 給付係

TEL 078-918-5091

FAX 078-919-4060

シルバー人材センターのサービスに関すること

地域総合支援担当

TEL 078-918-5289

FAX 078-918-5049